

2011年度 京都府行動援護従業者
養成研修（第1回）開催要綱

1 趣旨

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行う。

なお、本研修の内容は、国が定めるカリキュラムに基づいて、主に自閉症・発達障害の理解及び援護の技術等を学ぶものである。

2 実施主体

主 催 京都府

実施機関 社会福祉法人 世光福社会

3 日程及び会場

	日 程	時 間	会 場
1日目	6月27日(月)	9:30～17:30 (予定)	京都テルサ 中会議室（東館 2F） 所在地：〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70番地 TEL：(075) 692-3400 FAX：(075) 692-3402
2日目	6月28日(火)		
3日目	6月29日(水)		

内容（予定）

- ・「行動援護にかかる制度及びサービスに関する講義」
- ・「行動援護利用者の障害特性と障害理解に関する講義」
- ・「行動援護の技術に関する講義」
- ・「事例分析（演習）」及び「事例分析検討（演習）」
- ・「行動の理解の実際（演習）」及び「行動援護の事例検討（演習）」

4 受講要件

主として京都府内の行動援護事業所においてサービス提供責任者又は従業者になろうとする方で、実務経験年数を満たしている方を受講対象とします。

*実務経験年数が不足していると、本研修を修了しても、ただちにサービス提供責任者又は従業者になれない場合があります。

*資格要件については、末尾【参考】をご参照ください。

5 定員

50名程度（府内事業所の方を優先します。）

6 申し込み方法

別添受講申込書により、平成23年5月27日(金)《必着》までに実施機関あて FAXでお申し込みください。

申込多数の場合はご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

* 受講の可否に関わらず、平成23年6月10日(金)までに各事業所あてに受講決定通知を発送します。

* この日を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが実施機関（下記10の問い合わせ先）までご連絡願います。連絡のないまま当日来場されても受講していただけません。

* 受講申込書は、インターネット（WAMNET・ワムネット）上にも掲載しますので、適宜ダウンロードしてご利用ください。

「ワムネット」トップページ (<http://www.wam.go.jp/>)

→ 「全国センター」をクリック（トップページ右下、日本地図のイラスト部分）

→ 「京 都」をクリック

→ 「府からのお知らせ（障害福祉関連）」をクリック

→ 「最新情報」をクリック

7 資料代

8,000円

* 研修初日に受付にてお支払いください。全講義を受講されなかった場合でも返金には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

8 修了証書について

研修の全課程を修了した方には、京都府から修了証書を交付します。

* 各科目の遅刻は一切認められません。また、未修了の科目がある場合は修了証書は交付できませんのでご注意ください。（複数回・複数年に分けての履修もできません。）

* 全科目を受講されても、受講態度等によっては修了と認めない場合があります。

9 その他

(1) 参加申込書

記載していただく内容は、修了証書の作成・演習グループの編成に必要です。
必ず楷書で記載し、記入漏れ及び誤字・脱字のないようご注意ください。

(2) 昼食

講義室内で弁当等は飲食可。各自でご用意ください（湯茶も各自でご用意ください）。

(3) 個人情報の取扱い

「参加申込書」に記載された個人情報は、当研修の適正かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。

また、京都府において研修修了者についての名簿を作成し管理します。

10 問い合わせ先

郵便番号	612-8154
所在地	京都市伏見区向島津田町182-1
法人名・事業所名	社会福祉法人 世光福祉会 ペテスタの家行動援護事業
TEL/FAX	075(602)1724
担当者名	中西

行動援護事業に関わる資格要件

①サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ホ) 行動援護従業者養成研修を修了した者

上記のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に5年以上従事した経験を有する者

* 行動援護従業者養成研修を修了した者にあつては、平成24年3月31日までの間に限り、これらの事業に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

②ヘルパー資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者
- ホ) 行動援護従業者養成研修を修了した者

上記のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に2年以上従事した経験を有する者

* 行動援護従業者養成研修を修了した者であつて、これらの事業に1年以上従事した経験を有するもの（上記要件に該当するものを除く）がサービスの提供を行った場合は、当面の間、30%減算した単位数を算定できるものとする。